

第346号 平成27年5月

東京都農業会議情報

編集及び発行 東京都農業会議

立川市柴崎町3-5-24
TEL 042-525-0780

都市農業振興基本法が成立・公布

国・地方公共団体の責務など明記

都市農業振興基本法が、4月9日参議院、16日衆議院において、全会一致で可決され、22日に公布・施行されました。

全21条から成り、同法では第2条において、都市農業を「市街地およびその周辺の地域において行われる農業」と定義づけています。

また、第3条では基本理念として「都市における農地の有効な活用及び適正な保全」が図られるよう、都市農業の振興が行われなければならないとして、国・地方公共団体の責務、法制上の措置、財政上の措置、税制上の措置、金融上の措置など基本的施策が明記されました。

さらに、農業者に向けては「都市農業を営む者の努力」として、基本理念の実

建議の実現を東京都に要望

農地保全などについて意見交換

東京都農業会議

都農業会議はこのほど、東京都に對する建議を行いました。

「平成28年度東京都農業施策に関する建議」は、3月に開催した第一一六回通常総会で決定したものです。

担い手に対する支援の強化や、オリンピック・パラリンピック開催に向けた都内産植木・花きの利用促進、都市農地の確保など、都の農業施策を具体的に提案し要望する内容となっています。

建議を受け取った都の寺崎農林水産部長は、「農業施策は農業会議・農業委員会の意見を聞きながら協力して進めていきたい」と話しました。また、あわせて地域代表の



建議書を受け取る寺崎部長（左）と青山会長（右）、吉川副会長（中央）

現に主体的に取り組むように努めるものとされています。

今後は、都市農業振興基本法の理念を実現するため、具体的な施策などの実施が求められています。

平成27年度事業計画・予算など協議

区市町村賛助員協議会

5月11日、都農業会議は、区市町村主管課長・農業委員長76人の出席を得

て、賛助員協議会を開きました。

協議では、平成27年度に取り組む事業推進計画・予算などについて説明し、組織改編を迎えるにあたり、区市町村・農業委員会との連携をさらに強化することとしました。

また、松川敦都農業振興課長より「平成27年度東京都農業振興施策」の概要について、説明しました。



挨拶を述べる青山会長

「生産緑地の利用に関する意向調査」

「ご協力」のお願い

都農業会議は、このたび東京都より委託を受け、「生産緑地の利用に関する意向調査」を実施しています。

現在、東京都では、都市農業を取り巻く課題の解決に向けて「都市農業特区」を国に提案しています。

本調査は、この特区提案

に関するデータを収集することを目的としています。

調査対象は、都内で生産緑地を有する区市にお住まいの農業者の方です。

農業者各位におかれましては、本調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



都市農業について活発な意見交換が行われた

区市町村農業委員長と都農林水産部幹部との意見交換が行われ、農地保全や農業振興に関する課題について意見が交わられました。

都農業会議の青山会長は「都市農業振興基本法が成立し、国は基本計画を策定することになるが、東京都がリードして意見を出して欲しい」と要請しました。

東京農業の産業力強化を目指す

平成27年度東京都農業関連施策・予算

東京都は、平成27年度の農業振興施策において、昨年度より約2億円増の約51億8千万円の農業関係費を予算化しました。

①東京農業の特性を活かした産業力の強化、②都内農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進、③豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献の3つを柱として、施策を展開するとしています。

主な農業振興施策の概要は

左記の通りです。

◇青梅畜産センター再編整備

防疫体制の強化や種畜生産規模の拡大、ふれあい関係施設の拡充を目的に青梅畜産センターの再編整備を行い、都民に開かれた施設として畜産業に対する理解醸成に資する。

◇都市農地保全調査事業

都市農地の適切な保全策を協議するため、現状調査や都市農地保全検討会議を行う。都市農地の情報収集・分析

施策の検討を行うとともに、現行制度への反映の可能性を検討する。

◇都市農業経営・パワーアップ事業

区市町やJA、営農集団等が、農業経営の改善目標を設定した場合に、都が事業費の1/2以内で補助を行う。

◇農業経営サポート事業

農業者やそのグループ、団体に対し、農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組（マルシェの開催やPRグッズの製作、農産物加工品の開発など）に必要な経費の一部を補助する。

◇東京農業の産業力強化支援事業

チャレンジ農業支援センターを設置し、新たな経営展開を目指す農業者に対する相談業務や、アドバイスを行う専門家の派遣、啓発事業を行う。

◇山村・離島振興施設整備事業

山村地域（奥多摩町・檜原村）および島しょ地域を対象として、地域資源の活用・保全を図るとともに、就業機会の確保および農業生産の環境整備を積極的に進めることを目的に、3/4

第1回常任会議員会議

平成27年4月17日にJA東京第1ビルで開催。

議事

農地法に基づく知事諮問は、第4条1件317㎡、第5条7件5930㎡を審議し、許可相当として答申することを決定した。

協議

①第55回企業的農業経営顕彰事業要綱と第35回農業後継者顕彰事業要綱を決定した。②平成27年

常任会議員会議だより

第2回常任会議員会議

平成27年5月18日に清瀬市健康センターで開催。

議事

農地法に基づく知事諮問は、第5条4件5526.49㎡を許可相当と答申することを決定した。

協議

①農業委員会法改正について法律案要綱をもとに概要を説明し、情報提供を引き続き行うことと

以内での補助率で事業補助を行う。

◇都市農地保全支援プロジェクト

農地保全の理解促進に向けた取組や農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備など、区市の行う農地保全の取組に対し、市街化区域内農地を対象として、ソフト・ハードの両面から支援する。

平成27年度は杉並区、三鷹市、稲城市、小平市、武蔵村山市、府中市、清瀬市の7区市が実施予定地区となっている。

した。また都市農業振興基本法の成立を受け今後対応を図ることとした。②大会要望をまとめた「平成28年度農林関係税制改正に関する要望事項」を決定し、全国農業会議所に提出することとした。

現地研究

清瀬市の農業施策・農業委員会活動を研究し、多品目野菜直売経営、大規模施設野菜市場出荷経営、果樹苗木生産経営などを見学した。



自らの経営について説明する野菜農家の小寺正明さん(右)

農業委員会に関する法律案概要

農業委員会に関する法律案が、農業協同組合法律案などとあわせ、5月14日に、衆議院で審議入りし、農林水産委員会等での議論がはじまりました。

政府案では、平成28年4月1日施行を見込み（経過措置あり）おおむね左記の事項について改正案を提出しています。

① 指針（改正法案第7条）

農地等の利用の最適化の推進に関する目標と推進の方法について指針を定める。

② 公選制の廃止（改正法案同法第8条、9条）

区市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命する。委員の定数は条例で定める。

農業委員は認定農業者が委員の過半を占める必要。（例外あり）

委員の任命にあたっては、年齢・性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮し、あらかじめ地域等から候補者の推薦を求め、募集を行う。推薦を受けた者および応募者は公表する。選任委員は廃止する。

③ 農地利用最適化推進委員（改正法案第17条、19条）

農業委員会は農地利用最適化推進員を委嘱しなくてはならない。

農地利用最適化推進員の委嘱にあたっては、地区ごとに募集・推薦・応募者の公表を行わなくてはならない。

ただし、農地等の利用の高度化が相当程度図られている等の区市町村は委嘱しないことができる。その場合、農業委員の担当地区を定める必要、農地利用最適化推進員は、農業委員と兼ねることができない。

④ 議事録（改正法案第33条）

総会の議事録を作成し、インターネット等で公表を行う。

⑤ 行政機関等に対する意見の提出（改正法案同法第38条）

Ⅱ 建議は廃止

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進を効率的に実施する必要がある場合は施策の企画立案し、または実施する関係行政機関等に対し、具体的な意見を提出しなくてはならない。

◆ 経過措置（改正措置法案第28条、第30条）

① 現農業委員の任期

法律の公布日（①法成立↓

②公布↓③改正法施行平成28年4月1日）以降は選挙は行わず（公布日以前に農業委員の選挙の告示がされる場合は選挙）、公布日と施行日の間に任期満了となる現農業委員は、改正法の施行日まで任期を延長する。施行日以後に任期満了を迎える現農業委員は、従前のとおり、任期満了日までを現行法での任期とする。

② 選挙人名簿

公布日以後は、農業委員会委員選挙人名簿は調整しない。従って選挙管理委員会は、農業委員の任期満了まで、現選挙人名簿を据えおこななくてはならない。

◆ 農業委員会ネットワーク機構（農業会議）

都道府県知事は、農業委員会のネットワークを活用した業務等を実施する一般社団法人等を一に限定して農業委員会ネットワーク機構として指定する。（改正法案同法第42条）

ネットワーク機構は、農業委員会業務の協力や支援などを行う。

都市農業実態調査

「都市農業者の相続に関する意向調査」結果概要

都農業会議は昨年度、東京都からの委託を受け「都市農業者の相続に関する意向調査」を実施しました。

対象は生産緑地を有する区市在住で、かつ認定農業者のいる世帯の経営主としました。

各区市の農業委員会の協力により、729人の有効回答を得ることができました。

本調査では、自分の親からまだ農地の相続を受けていない農業者と、すでに相続を受けた農業者とで、別々の質問を行いました。アンケート結果の概要は左記のとおりです。

まだ相続を受けていない農業者向け設問への回答結果

相続後に残したい農地の割合について聞いたところ、「3/4程度残したい」(37・6%)がもっとも多く、次いで「全ての農地を残したい」(35・6%)、「半分程度残したい」(16・3%)となりました。

相続税納税猶予制度の利用意向については、77・1%が「利用する意向がある」と回答しました。

相続が発生し生産緑地の買

取申出を行った場合には、買い取られた生産緑地の区市による利用については「農業公園など農業に関する公共的空間として利用して欲しい」が47・8%となり、最も多くなりました。

すでに相続を受けた農業者向け設問への回答結果

相続後に生産緑地を解除した面積を聞いたところ、24・4%が「生産緑地を解除しなかった」と回答し、最も多くなりました。

相続後に残すことのできた農地については、76・9%が「おおむね想定した通り農地を残せた」と回答しました。

相続後の農業収入については、「1割〜2割減少」が38・0%、「3割〜4割減少」が38・8%となりました。

効果の大きかった相続対策については「専門家などに対する相談しておくこと」が31・7%、「相続財産や相続税額を算出してみること」が30・0%、「相続発生前に家族で話し合っておくこと」が20・8%となりました。

武蔵野市「農業委員会だより」が全農新聞特別賞

平成27年度全国情報会議

全国農業会議所(二田孝治会長)は、このほど文京区椿山荘で全国情報会議を開き、情報事業での功績により、都内から青梅市、日野市、立川市、小金井市、東村山市、狛江市、清瀬市の7市が表彰されました。

特に、農家戸数対比普及率の部で、東村山市が43・3%(138・3部)で全国1位、立川市が29・2%(110・1部)で全国3位に輝きました。併せて行われた「農業委員会だより」全国コンクールでは、武蔵野市農業委員会の「市民と農業者をつなぐ武蔵野市農業委員会だより」が「むさし農」が全国農業新聞特別賞を受賞しました。



全農新聞特別賞を受賞する武蔵野市の井口良美農委会長(右)

全国農業新聞特別賞について

ては、都内の農業委員会では10年ぶりの受賞となりました。

大島町で新規就農希望者の受け入れ始める

大島町新規就農支援研修センター

大島町は、今年度より大島町新規就農支援研修センター



ブバルディア栽培の研修の様子

を設置し、大島町で就農を希望する人を受け入れています。研修センターは、同町で生産が盛んなブバルディアなどの栽培を原則2年間学ぶカリキュラムとなっています。研修生には、アルバイトの斡旋、住宅の無償貸与などの生活支援が行われます。現在2人の研修生が大島町での新規就農を目指し、研修に励んでいます。

農業委員会法の改正案など研究

農業委員会会長職務代理研究集会

都農業会議はこのほど、区市町村農業委員会の会長職務代理を対象とする研究集会を四ッ谷の主婦会館で開き、約40人が出席しました。

はじめに全国農業会議所の伊藤事務局長代理より、国会に提出されている農業委員会法の改正案について解説され、成立から施行までの日程の見通しも説明されました。また、都農業会議から農地



農業委員会法改正案について説明する伊藤事務局長代理

法の改正点や都市農業をめぐる情勢について報告しました。

新会長に篠崎氏(稲城市)を選任

東京都農業委員会職員研究会

東京都農業委員会職員研究会は、5月27日に平成27年度通常総会を開きまし

た。協議では、①平成26年度事業報告・収支決算の承認、②平成27年度事業計画・収支予算の設定などについて審議し、いずれも原案どおり決定しました。

第4号議案では役員の改選を行いました。会長に篠崎道明氏(稲城市)、副会長に尾上健氏(杉並区)、田中茂雄氏(羽村市)、増田英男氏(昭島市)を選任したほか、各地区から理事を決定しました。

6月～7月の日程

6・2	(火)	相続税納税猶予制度実務研究会
6・10	(水)	生産緑地制度研究会
6・12	(金)	経営者クラブ総会
6・17	(水)	常任会議員会議
6・19	(金)	島しょ検討会
6・23	(火)	北多摩北検討会
6・24	(水)	北多摩南検討会
6・25	(木)	北多摩西検討会
6・26	(金)	監査会
6・30	(火)	区内検討会
7・1	(水)	西多摩検討会
7・6	(月)	南多摩検討会
7・10	(金)	広報研究会
7・17	(金)	常任会議員会議
7・23	(木)	農地台帳システム研究会
7・27	(月)	区内農業委員研修
7・29	(水)	南多摩農業委員研修
7・31	(金)	西多摩農業委員研修

農業者年金の加入推進を!!

農業者年金は、年金額が加入者数に左右されにくい積立方式で、安定した制度となっています。農業委員会においては、このように特長ある農業者年金の周知、加入推進に取り組むようお願いいたします。

受給者の方へ

現在、農業者年金を受給している方は、現況届を6月中に忘れずに農業委員会に提出してください。